

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要綱）

令和 7 年 11 月 4 日

令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

沖縄県知事 玉城 康裕

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、沖縄県知事が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、別添のとおりで。

「令和 7 年度行政機関等匿名加工情報の提案募集対象個人情報ファイル一覧」

【参考】次の（1）から（3）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 個人情報ファイルに沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - イ 沖縄県情報公開条例第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、次に掲げる①から⑦までのいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
 - ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
 - ⑦ 自己又は自社の役員等が沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- （注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和7年11月5日（水）8時30分から12月4日（木）17時15分まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○提案書類

- ① 提案書（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書）
- ② 添付書類（A4版、縦置き横書き左綴じを基本とし、A3版を使用するときは3つ折りとすること。（注））
 - ア 誓約書（法第113条の欠格要件（上記3の①から⑥まで）に該当しないことを誓約する書面）
 - イ 誓約書2（暴力団排除に係る要件（上記3の⑦）に該当しないことを誓約する書面）

ウ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（任意様式）

エ 提案をする者の本人確認書類

- ・ 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写し
- ・ 提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書、印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）

オ 委任状（代理人の権限を証する書面。代理人による提案をする場合に限る。）

（注）必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

（2）提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提案書類を2部（正本1部、副本1部（正本の複写可））提出してください。

ア 持参による場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付。締切日当日必着です。

イ 郵送・信書便による場合

封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒[900-8570]

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

総務部 総務私学課 行政情報センター

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる審査基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が上記3の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 沖縄県知事が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第 10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第 11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 沖縄県からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 沖縄県が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は沖縄県に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。
- (7) 沖縄県が行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合に、提案内容の一部を公開することがあります。

10 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合や、提案の対象となる個人情報ファイルを所管する部署をご案内させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

○提案に関する連絡先

沖縄県 総務部 総務私学課 行政情報センター

電話：098-866-2139